

(別紙)

黒潮町立大方学校給食センター業務用エコキュート一括リース 仕様書

1. 件名

黒潮町立大方学校給食センター業務用エコキュート一括リース

2. 業務内容

本業務は、対象施設における給湯熱源設備(本仕様書において「業務用エコキュート」とは、給湯熱源機器及びその付属品一式をいう。)の更新に当たり、更新に係る業務用エコキュート及び設置に必要な資機材一式の調達、設置工事、並びに賃貸借期間中の修理等に要する保守を含む賃貸借契約とする。

業務用エコキュートの更新作業を行い、更新作業経費及び業務用エコキュートの修理等に要する保守経費は、賃貸借料に含めるものとする。

3. 賃貸借契約に関する事項

(1) 事業形態

賃貸借設備の設置工事及び賃貸借期間中の修理・不具合対応を含めた包括的な賃貸借契約とする。

(2) 業務期間

ア. 施工

契約締結日の翌日から可能な限り速やかに施工を完了するものとし、遅くとも令和9年2月26日までに完了するものとする。

イ. 賃貸借開始・維持管理

引渡日の翌月1日から起算して120か月を経過した日の属する月の末日まで(ただし、最長で令和19年2月28日まで)とする。

(3) 対象施設

黒潮町立大方学校給食センター (高知県幡多郡黒潮町入野5220)

(4) 賃貸借料の支払い条件

賃貸借料は、入札により決定された月額賃貸借料(消費税及び地方消費税を除く。)を120か月分合算した金額を税抜契約金額(以下「契約金額」という。)とし、当該月額賃貸借料を賃貸借期間中毎月支払うものとする。

発注者は、受託者から賃貸借料に係る請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、当該月額賃貸借料を支払うものとする。

なお、賃貸借料に係る消費税及び地方消費税相当額は、各賃貸借料の支払時点における税率により算出するものとする。

(5) 賃貸借料に含まれる費用

- ア. 賃貸借設備の設置に係る資機材一式の調達
 - イ. 賃貸借設備の設置に係る工事費及び施工管理費
 - ウ. 既設給湯設備及び施工に当たり発生する廃棄物の処分費用
(産業廃棄物処理費を含む。)
 - エ. 賃貸借料に係る金利相当額
 - オ. 賃貸借設備に係る固定資産税
 - カ. 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続に係る事務
 - キ. 保守費用(部品交換、緊急修理の対応等)
 - ク. 契約に要する経費(印紙代は、受託者の負担とする。)
 - ケ. その他本業務の実施に伴う一切の経費
- (6) 賃貸借設備の維持・管理
- 賃貸借期間中の賃貸借設備の不具合等は、受託者の責任及び費用負担において、速やかに交換又は補修を行うこと。
- 受託者は、賃貸借設備の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先及びその他の保守管理体制を明記した書面(以下「保守管理体制届出書」という。)を発注者に届け出ること。保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。
- (7) 賃貸借契約満了後の賃貸借設備の取扱い
- ア. 賃貸借期間終了後の賃貸借設備の取扱いについては、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。なお、協議は賃貸借設備の有効活用に配慮のうえ誠実に協議を行うものとする。
 - イ. 本条にいう賃貸借設備とは、本業務において新たに設置した業務用エコキュート及び付属品一式をいうものとし、既設の給水・給湯配管、電気配線、開放式貯湯タンク、リモコン用ケーブルは含まないものとする。
なお、賃貸借設備の範囲は、別添1で示すとおりとする。

4. 施工範囲

- (1) 業務用エコキュートの据付工事
更新後の給湯熱源機器について既設の架台への防振処理を施したうえ据付をすること。
- (2) 配管工事
配管は、既設配管と同様に敷設し、保温処理を行うこと。
- (3) 電気工事
既設の電気配線に接続を行うこと。
- (4) リモコン・計装工事

既設のリモコンケーブルは流用、リモコン・開放貯湯槽用貯湯量センサーを新品に交換し既設設備と同等のリモコン制御が可能となるシステムとする。

- (5) 機器搬入、搬出及び必要な揚重作業
- (6) 試運転調整及び性能確認
- (7) 既設設備との接続に伴う調整作業

5. 給湯熱源機器の仕様

更新後の給湯熱源機器は電気を熱源とする給湯設備とした新品とし、別添2「既設給湯設備仕様」に示す既設の給湯熱源機器と同等以上の能力を有し、当該施設における給湯使用条件を満足する範囲で設計するものとする。なお、また、現状と同様に既設の開放式貯湯タンクに接続するものとする。

6. 更新工事

(1) 法令等の遵守

受託者は、本工事の施工に当たり、建築基準法、建設業法、電気事業法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令及びこれらに基づく命令等を遵守すること。

また、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を基本的な指針として参照し、これを踏まえて一定水準以上の品質及び施工水準を確保するものとする。ただし、本業務の性質上、同仕様書に定める事項のうち適用が不適切又は過剰と認められる事項(これにより著しく価格が高額となるものを含む。)については、簡略化又は変更することができる。

(2) 工事期間及び作業日程

受託者は、工事及び検査を含むすべての作業について、契約締結日の翌日から引渡日まで(最長で令和9年2月26日まで)を実施工程とするものとする。作業日程は、原則として休業期間(土日祝日を含む)に設定し行うものとする。

(3) 現地調査及び施工計画の策定

受託者は、入札参加者として公告に基づき行った現地調査にて、賃貸借設備の設置予定場所の寸法、搬入経路、既存設備の状況等を把握したうえで、適切な施工方法を検討すること。

受託者は、現地調査の結果に基づき、正確な工事計画を策定すること。この際、工程表、作業体制、安全管理計画及び必要に応じた施工図面等を含む施工計画書を作成し、工事着手前に発注者の承諾を得るものとし、受託者は当該施工計画書に従って工事を実施すること。

現地調査の有無を問わず、現地条件を確認していないこと又はこれを誤認したことと起因して生じた不利益について、発注者は一切の責任を負わない。

(4) 事故等発生時の対応

更新工事中に発生した事故、第三者に損害を与えた場合については、受託者の責任及び費用負担で対応すること。

(5) 養生及び損傷箇所の復旧

受託者は、現場建物や既設設備に損傷を与えないように養生を徹底するなど十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、受託者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。

(6) 既設設備の撤去・処分

受託者は、撤去機器等について、すべて施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。発注者の検査においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等を確認するものとする。なお、有価で回収可能なものについては、発注者と協議のうえ処分方法を決定し、その帰属についても別途定めるものとする。

(7) 工事完了後の検査及び報告

受託者は、工事完了後、メーカー備付工事説明書に基づき試運転及び自主検査を実施し、工事完了報告書を発注者に提出すること。施工前及び施工後の各種測定結果等を含むものとし、必要な写真等を添付すること。発注者は工事完了報告書を受領後、検査を実施する。

(8) 試運用及び賃貸借期間開始前の不具合対応

設置完了後に賃貸借設備の試運用を行うこととし、賃貸借期間開始日までに発注者に責任のない障害が発生した場合は、受託者の責任及び費用負担において、その復旧を行うこと。

7. 維持管理

(1) 保証期間及び範囲

保証期間は賃貸借期間満了までとし、その間に賃貸借設備に生じた不具合等に係る費用(部品交換、出張費用等)は、すべて受託者の負担とする。

(2) 維持管理の基本

受託者は、賃貸借設備の設置後から賃貸借期間終了までの間、賃貸借設備が正常な状態で使用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

(3) 不具合発生時の対応

賃貸借期間中の賃貸借設備の不具合等については、受託者が当該不具合を自ら発見し、又は発注者からの連絡を受けたときを起算点として、原則として 24 時間

以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に状況を確認すること。確認の結果、交換又は補修が必要な場合は、受託者の責任及び費用負担において速やかに実施すること。

(4) 保険の付保

受託者は、自然災害(地震を除く。)等による賃貸借設備の不具合を補填するため、動産総合保険等の保険に加入すること。当該保険料は賃貸借料に含めるものとする。また、賃貸借設備に不具合が生じた場合は、当該保険を適用し、速やかに交換・補修等の処置を行うこととする。ただし、保険金の支払金額で修繕費が不足する場合は、その不足分を受託者負担とすること。

(5) 保険適用外事項への対応

保険適用外事項(地震、テロ等)により賃貸借設備に不具合が発生した場合の修繕費用の負担区分は、損害等の状況を確認したうえで、発注者及び受託者の協議により決定するものとする。

(6) 保守管理体制の届出

受託者は、「賃貸借設備の維持・管理」に定める保守管理体制届出書を発注者に届け出ること。保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。

8. 物品の移動等

(1) 発注者が賃貸借設備の設置箇所を変更するときは、当該取外し及び再設置に要する費用は、原則として発注者の負担とする。

(2) 受託者は、賃貸借設備の取外し及び再設置に必要な情報を発注者に提供し、当該作業に協力するものとする。

9. 業務の委託

受託者は、設置作業等の業務の一部を第三者に委託する場合は、委託内容、委託先等を記載した書面を提出し、発注者の承諾を受けなければならない

10. 入札書の記載金額

入札書の記載金額は、本仕様書に基づき算出した月額賃貸借料の110分の100の金額を記載すること。

11. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、賃貸借期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

12. 契約不適合責任

発注者による本業務の検査完了の日から1年間に、本業務の施工に起因する契約不適合が発見された場合、受託者は無償で補修又は追完を行うものとする。なお、本条は「保証期間及び範囲」に定める賃貸借期間満了までの維持管理義務を制限するものではない。

13. 事業の中止等に伴う取扱い

賃貸借期間中に、対象施設の統廃合、廃止、用途変更又は大規模改修等により、本業務による賃貸借設備の使用継続が困難となった場合の取扱い(賃貸借契約の中途解約、賃貸借設備の撤去費用及び残存賃貸借料の精算方法等)については、賃貸借契約書において定めるものとする。

この場合の費用負担の基本的な考え方は、当該統廃合等の原因が発注者の都合による場合は原則として発注者負担、受託者の責に帰すべき事由による場合は原則として受託者負担とし、具体的な負担範囲は発注者及び受託者の協議により定めるものとする。

14. その他

- (1) 受託者に課した業務を実施するうえで、作業内容が法令等の定めるところにより有資格者でなければ実施できないものについては、受託者は当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業に従事させるものとする。
- (2) 発注者の使用状況の変更、利用人数の増減又は運用方法の変更等により、給湯使用量が当初想定を超過した場合において、給湯能力の不足に起因する湯切れその他の事象が発生したときは、受託者はその責を負わないものとする。
- (3) 賃貸借期間中に、発注者の都合により給湯設備の増設、仕様変更又は貯湯タンクその他付帯設備の更新等を行う必要が生じた場合、当該費用は本契約に含まれないものとし、別途協議により定める。
- (4) この仕様書の定めのない事項について疑義が発生した場合は、発注者と受託者双方で協議のうえ、決定するものとする。